

指標 3.b.2

指標名、ターゲット及びゴール

指標 3.b.2 薬学研究や基礎的保健部門への純 ODA の合計値

ターゲット 3.b 主に開発途上国に影響を及ぼす感染性及び非感染性疾患のワクチン及び医薬品の研究開発を支援する。また、知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS 協定）及び公衆の健康に関するドーハ宣言に従い、安価な必須医薬品及びワクチンへのアクセスを提供する。同宣言は公衆衛生保護及び、特に全ての人々への医薬品のアクセス提供にかかわる「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS 協定）」の柔軟性に関する規定を最大限に行使する開発途上国の権利を確約したものである。

ゴール 3 あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する

定義及び根拠

- 定義
医療研究及び基礎保健の分野への ODA 支出総額の合計

- 概念
OECD 開発援助委員会（DAC）は、ODA を、DAC・ODA 受取国・地域リストに掲載された国及び地域、並びに、国際機関に対する資金の流れのうち、次の条件を満たすものと規定している。
 - i) 国及び政府の政府等の公的機関、またはその執行機関によって供与される。
 - ii) 開発途上国の経済開発と福祉の促進を主目的とする。また、譲許性を有し、グラント・エレメントが 25%以上（割引率 10%で算出）。
医療研究および医学研究の分野は、DAC の定義により、CRS セクター・コード 12182 および 122 台全て。

- 根拠及び解釈
開発途上国への ODA 資金の流れの合計は、ドナー国が開発途上国の医療研究及び基礎保健のために提供する公的努力を測るものである。

データソース及び収集方法

OECD/DAC は公的資金及び民間資金の流れについて、1960 年から合計額レベルで、1973 年からは Creditor Reporting System を通じた案件別レベルで、データを収集している（CRS データは、約束額は 1995 年から、支出額は

2002年から、完全なものとなされている)。

ドナーによるデータの報告は、同一の基準及び手法で行われる。

データの報告は、国の行政機関（援助機関、外務省、財務省など）の統計報告者により、毎暦年ベースで行われる。

統計報告者は、各ドナー国機関におけるデータ収集に責任を負う。

この統計報告者は通常、国の援助機関、外務省、財務省などに配置されている。

算出方法及びその他の方法論的考察

○ 算出方法

医療研究及び基礎保健の分野における開発途上国への ODA 資金の流れの合計

○ コメントと限界

Creditor Reporting System のデータは 1973 年から利用可能。

ただし、案件別レベルのデータの捕捉が完全であると見なされるのは、約束額は 1995 年から、支出額は 2002 年からである。

データの詳細集計

この指標は、ドナー、受取国、資金種別、援助分類、保健の下部セクターなどに分解可能。

参考

URL: www.oecd.org/dac/stats

参考: 全てのリンクはこちらから:

<http://www.oecd.org/dac/stats/methodology.htm>

データ提供府省

外務省

関連政策府省

内閣府、外務省、厚生労働省

担当国際機関

経済協力開発機構 (OECD)